

鍋横区民活動センター等整備内容の一部変更について

1 変更の経緯

区では、鍋横区民活動センター等（以下、「センター等」という。）の整備に向け、令和5年3月に整備基本方針を策定したところである。一方、今年度に入り、警視庁から鍋屋横丁交番の建替・移転を検討している旨の相談があり、同整備予定地の活用の可否について申し入れがあった。

この間、警視庁と同整備予定地の建物内又は敷地内への設置の可能性について協議し、区として整理したところ、センター等の整備面積や機能の確保には影響がないと見込まれる結果となった。

これを踏まえ、センター等の整備に向けて地域で中心となり検討している運営委員会内の建設検討委員会との意見交換を行い、方向性について概ね合意が得られたことから、センター等整備内容の一部を変更し、鍋屋横丁交番の移転についてもあわせて整備する方向で今後検討していくこととする。

2 今後の進め方

検討にあたっては、地域への丁寧な説明、合意形成を図る必要があることから、9月には地域説明会を警視庁とともに実施する予定である。なお、警視庁とは、「交番の整備方法（単独設置又は建物内への併設）」及び「所有形態（賃貸借又は譲渡・区分所有）」などについてさらなる協議を進めていく。

上記を踏まえ、整備手法などの協議が整った後、今年度末に策定予定の整備基本計画に反映していく予定である。

令和5年9月22日	地域説明会の実施
令和5年12月	整備基本計画（案）
令和6年1～2月	整備基本計画（案）に係る地域説明会の実施
令和6年3月	整備基本計画の策定

【参考】鍋屋横丁交番（所在地：中野区中央三丁目33番3号）の概要

（現況面積）建築年 1979年、敷地面積 33.05㎡、延床面積 45.00㎡
（整備面積）約80～100㎡